

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米関係雑件（沖縄返還） 16

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43792">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43792</a>

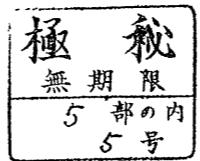


(国会答弁用資料)

沖縄の「核抜き」返還

昭和四十六年十月十六日  
外務省

一、共同声明第八項と協定第七条



沖縄の「核抜き」返還については、一昨年十一月の佐藤総理とニクソン大統領との共同声明第八項（沖縄の返還を、核兵器に対する日本政府の政策に背馳しないように実施する旨の確約）で明らかとなり、従来政府は、右は日米最高首脳間の深い相互理解と信頼に基づく確約であつて、その実施については何等疑いの余地がないとの立場をとり、さらに返還協定交渉において、さらに右を明確にするため協定第七条において核に関するわが

国の政策に背馳しない沖縄返還を条約文として明記した。

沖縄の核抜き返還については、協定第七条が明確に定めているとおり、米国は共同声明第八項に述べられた日本政府の非核政策に反しないよう沖縄の返還のものを実施する義務を負つてゐるのであるから、核抜きの状態で沖縄を返還すること、すなわち核抜きが返還までに行なわれることにつき米側にその義務があることは一点の疑いもない。

二、国会対処振り

(一) 政府は從来前記一の線にそつて答弁をしてきたが、核抜きに関する種々の論議にも従事し、右答弁をさらに一步進め、核抜きの確認が得られないものかと米側と協議してきた。

これに対し米側は、核については、毒ガス撤去の際の如き実地の検証には応じ難く、かつ、沖縄に存在した核を撤去した」と具体的に言うことは米国の政策としてできない旨強く述べている。

他方ロジャーズ長官は、核が撤去された時（返還日）には、例えばニクソン大統領から佐藤総理に対する書簡（公開できるもの）をもつて、「共同声明第八項、協定第七条に関する米国の義務を完全に履行した。」との趣旨を日本政府に通報すると言つた方法ならば考慮しても良いと、さる九月訪米された福田外務大臣に對し述べている。

(2) よつて、今次国会においては、協定署名時のマイヤー大使の声明（「共同声明と本協定は、核兵器に關する日本政府の政策と日本国民の感情を米国が十分に認めていることを明らかにしています。」）にも言及しつつ、前記(1)の總を強く主張することとするが、国会審議の模様を見きわめつつ、左のとおり答弁されることが適當と考えられる。

(4) (一従来の線の答弁後)然しながら核に關する沖縄住民の氣持も十分理解できるので、協定上の約束以上に必要であるという意味ではなく、心情的には、念には念を入れるという意味で、何等かの適當な方法があるかどうかにつき更に米側と話し合いを続けてゆきたいと考えている。

(四) (さらに適当な方法とは何かとの追求ある場合) 例えば  
返還までには米側が共同声明第八項、協定第七条を完全に  
果したことを米国政府から確認する何等かの方法を考えて  
いる。(注。ただし、前記二、(一)のロジヤーズ長官の発言に  
ある如き書簡については米側の立場もあり今次国会では明  
示しない。)

### 三 その他の国会答弁上の問題点

(一) 核の存在の有無は明らかにしないのが米国の政策であると  
いいきると、それでは政府は存在の有無のはつきりしないも  
のに七千万ドルを何故支払うのかとの議論を呼びおこす。

(二) これに対するては、「沖縄が米国の施政権下にある現在、沖  
縄に核があるかないかということを日本政府として公式に申  
しあげる立場にない。日本側がいわゆる核抜きにつき共同声  
明にも協定にも明記することを強く要請したのはメー<sup>1/2</sup>IBが存  
在したことが事実として確認されており、その他の種類の核  
兵器の存在も考えられたためである。」と答弁する。

(三) 七千万ドルの積算根拠については、従来どおり、明らかに

しえないと答弁せざるをえない。従つて、七千万ドルは核の撤去の費用を負担したものであると答弁することには危険がある。(主として米側の核撤去義務に対応して七千万ドルを支払うものであるとの趣旨に止める方が安全であろう。)

外務省

2  
回連協定文書において、さらに右を明確に  
記載の今地が右の立場をとり、さらに返  
信の深い相互理解と信頼に基づく  
確約であつて、右の実施につりは何等不  
便の余地がないことを立場をとり、さらに返  
信の実施するとの確約。(一)明るかと  
存り、從来政府は、右の日本政府首  
脣向の深い相互理解と信頼に基づく  
確約であつて、右の実施につりは何等不  
便の余地がないことを立場をとり、さらに返  
信の実施するとの確約。

極秘  
無期限  
部の内号

次官

条約局長

条約課長

アメリカ局長  
参事官  
北米オーラー課長

(回連協定用箇所)  
沖縄の核抜き返済

昭和四十一年六月二日

18  
一、協定第七条

沖縄の核抜き返済につりよ、一昨年

十月九日委員会理と二十九日大蔵省と共同

声明文(沖縄の返済と、核兵器の

外務省

(紙面左部)

するため協定や七条において核に関する

りが国の政策に埠頭駆逐の沖縄返還を明記した。

沖縄の核抜き返還については、協定や七条が明確に記されているとおり、米国は共同声明オハラに述べた日を政府が非核化に反対するに神経の返還を

核撤収に反対するに神経の返還を

外務省

のものを実施する義務を負っていながら、核抜きの状態で返還をするなど、またやがて核抜きが返還までに行なめられること、米側にあることは一歩ずつ進んでいく

な。

二、國會報復記

(1) 政府は終戦前記の組織にそつてお

としてヨーロッパ、核抜きに関する種々の論議

外務省

( ) ( ) ( ) ( )

一步進み

にち微し、右答合せをニシテに發展させ。核

ぬ子の確証を得られて、モルタル米側と伊能

議してキタ。

5  
「元にまじ米側は、核にフリセ、毒ガス  
撤去の件の如キ、宣地の檢討には六点が列記  
シテ、(伊能らの主張) 〔具体的に〕  
く、かつ、核を撤去したと云ふことは明

和解ニキテ、米國の政策として了

外務省

6  
「(強)  
な一日述べて、  
島アズモトは、  
何不満御用核が撤去未だ時(返  
還日月未定)には、例云ば二ヶ月大統領  
から伝統修理に対する書簡(公開)で  
3月9)をもって、共同声明第1節、協定ナシ  
手に周うる本国の主義、意を一完全に履  
行した」と又複数を日本政府に通報す

外務省

と二つに一分法ならば半上寫しても良い。

ナニ九月訪米ノ木田源助外務大臣ニ付シ

ボヘミス。

(二) よって、今次國会におりては、

協議回春

名譽のマイヤー大使(同吉原明)、

協議は、海兵回春に因る事無政体の政

外務省

○ ○ ○ ○ ○

と日本國民の感情を米國が十分に認めて、  
あるが、國會に審議の模様を見たまつて、  
左の如きを申すが、高橋と赤川  
ラトム。

8

(四) (後) 年後(後) おこなはる核に因る

外務省

3 許諾住民の反対も十分理解できる

97、協定上約束以上に仲悪であることを  
意味ではなく、心情的には念にせんと  
入るが、いふ意味で、何とかの面倒を方  
便がくるかどうかにつま更に考慮と併せ合  
いを統合してゆくことある。

(4) 申込書類の方はどこかとおき来る

10  
3場合。例へば、返済期日までに米  
側が共同声明の方へ印、協定が七年を完  
全に果したことを確認すれば何等かの方  
法を考へる。(但し、原則二つの中  
シヤーズ長らの発言にある如き書簡につ  
ては米側の立場もあり明白にして  
ある。

102

(主として) 半島は危険である。(半側) 核爆云義理ある。(主として) セチラトルを支えてものと(主として) 半島は危険である。(半側) 核爆云義理ある。	セチラトルを支えてものと(主として) 半島は危険である。(半側) 核爆云義理ある。	セチラトルを支えてものと(主として) 半島は危険である。(半側) 核爆云義理ある。
七千万ドルを支えたりとの代償を取られ る。	七千万ドルを支えたりとの代償を取られ る。	七千万ドルを支えたりとの代償を取られ る。
(主として) 支えたりとの代償を取られ る。	(主として) 支えたりとの代償を取られ る。	(主として) 支えたりとの代償を取られ る。
七千万ドルを支えたりとの代償を取られ る。	七千万ドルを支えたりとの代償を取られ る。	七千万ドルを支えたりとの代償を取られ る。
七千万ドルを支えたりとの代償を取られ る。	七千万ドルを支えたりとの代償を取られ る。	七千万ドルを支えたりとの代償を取られ る。

三、国会答弁上内閣は  
(一) 核の存在を認めたるに答弁をする  
七千万ドルを積旨根據する。  
と核撤去と破滅せよと申諭を講じて呼  
び起す。

11.

(一) 核の存在の有無は明らかに今より米  
国が政策であると立ちあつて、そのでは  
政府は存在の有無のはづまりをもつて  
行方。

( ) ( ) ( ) ( )

ハシマホニヨリ、沖縄が中國の施政天下

にあらず現在沖縄に核があるから云々

アーティス自ら政府として今式に申します

ミ立場に立て。日本側の所謂核技術

にアーティス共同声明にも協定の聲明すよ

ニヒキ強く香港に立ては大阪の石化

シヒキが香港に立ては港深にてあり

外務省

13

ヒカリイ種類の移行を爲めの存在  
アーティス外務大臣より承認する。

14

外務省

外務省

外務省

○ ○ ○ ○ ○ ○

重に質内一二年が努力は 徒歩回りで  
明かりし得方と答半せりと得て  
お、更に足を覗し 二年が努力は  
前向に沿うと同様、核機の費用  
を負担した後、核機の費用  
は重(20)七千下りと又拂ひも  
と

外務省

○ ○ ○ ○ ○ ○

15

(一) 七千万トんの橋の建設に着手  
は店のセセナリ明かりしては危険  
と見取したものであると云ふ事は  
ある。主として米ぬけ核機の費用  
とテクノロジイ止する事と安全な  
方法の確立の根拠  
(二) 七千万トんの橋の建設に着手  
は店のセセナリ明カリセセナリ  
とテクノロジイ止する事と安全な  
方法の確立の根拠

沖縄の核撤去(反対)

1/5	總理(原作)	(原作)
2/5	大臣	<del>18/10 10:40 a.m. 沖縄を通過</del>
3/5	次官	<del>10:45 ..</del>
4/5	東局長	
5/5	検査	

1/5	午4時	
2/5	午1時	
3/5	午1時 -	<del>18/10 10:40 a.m.</del>
4/5	午2時	<del>18/10 10:30 a.m.</del>
5/5	午2時 - 午3時	<del>18/10 10:45 a.m.</del>

12  
16

右側	核の撤去という問題は、高度の検索を 要するものであり、米側にしても 本手に具体的にはどの内容を示すかが大 事だ。MURRAY 折衝した結果、10百万 ドルが通常の軍事費の2倍、二二ル 合結んで、長いものである。
左側	( )

秘  
黙期限

大臣	官房参	
大臣秘書官		アメリカ局長
政務次官		参事官
事務次官		北米第一課長
法規外務審議官	条約課長	
訓外務審議官		安全保障課長
官房長		
国会対策 (核問題)		
46. 11. 20		
米北1		
11月19日夜 三原、官房副長Bより		
アメリカ局長に対し、国会対策の一環		
として、核拡張に対する日本政府の努力		
簡単なペーパーを提出する		
20日午前10時頃提出		
1)副長官B 提出された11日の要請あり		
2) 計画案とより紙一通を作成の上		
3) リハーサルにより、同副長官に手交えし		
ました。お忙しい所です。		

核問題に対する政府の努力

昭和四六、一一、二〇  
外務省アメリカ局

秘  
無期限

- 一 重光・アリソン会談（昭和三十年五月三十一日）  
(日本本土に核兵器はなく、また日本政府の了解なしに持込むこともしない。)
- 二 岸・アイゼンハワー共同声明（昭和三十五年一月十九日）  
(安保条約下の事前協議につき、米国は、日本の意思に反して行動する意図のないことを保障する。—第二項)
- 三 安保条約第六条の実施に関する交換公文  
(合衆国軍隊の装備における重要な変更は、事前協議の主題とする。)
- 四 藤山・マッカーサー了解（昭和三十五年一月安保条約交渉時）  
(前記三の内容は「核弾頭及び中・長距離ミサイルの持込み並びにそれらの基地の建設の場合をいう。」)
- 五 佐藤・ニクソン共同声明（昭和四十四年十一月二十一日）  
(大統領は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情とこれを背景とする日本政府の政策について深い理解を示し、右の日本政府の政策に背馳しないよう実施すること等を考慮し、三億二千万ドルを支払う。—第七条)
- 六 沖縄返還協定（昭和四十六年六月十七日）  
(日本国政府は沖縄の返還を前記五の共同声明第八項にいう日本政府の政策に背馳しないよう実施すること等を考慮し、三億二千万ドルを支払う。—第四項)
- 七 マイヤー駐日米国大使声明（昭和四十六年六月十七日）  
(共同声明と返還協定は、核兵器に関する日本政府の政策と日本国民の感情を、米国が十分に認めていることを明らかにしている。—第一項)

## 八、米国上院における返還協定審議

- (一) ロジャーズ国務長官は、本土におけると同様返還時の沖縄には核がないことを証言（昭和四十六年十月二十七日上院外交委）。
- (二) パックカード国防次官も同趣旨を証言するとともに、核兵器の日本国への持込みは日本政府の承認なしにはできないことを証言（昭和四十六年十月二十八日上院外交委）。
- (三) ウエストモーランド統幕議長代理も十一月八日の上院軍事委において、核兵器のわが国への持込みにつきパックカード国防次官と同様の趣旨を証言。)
- (四) 上院外交委報告（昭和四十六年十一月四日）は、「協定によれば米国は復帰後の沖縄に核兵器を保持しないことに左つていてることを、委員会は賛成して留意する。」と述べている。

九 以上のとおり、政府としては安保条約の事前協議条項と沖縄返還協定第七条で十分であると考えているが、なお念のため返還時

に米政府から核が撤去されたことを確認するなんらかの保証を取り付けるべくなお努力中である。

(注) 核点検については、日本側はその実現につき努力したが、米側は次の理由で拒否している。

- (一) 前記各項目の経緯より、この上さらに核点検を要求することは、米政府を信頼しないとの態度を示すことになり、これは日米外交関係の基本を覆えするものである。
- (二) 一つの倉庫の点検を許可することは、他の倉庫ないし基地の点検要求に波及し、歯どめがないこと。
- (三) 日本ないし沖縄の基地についての点検は、米国の他の海外基地の点検要求を呼起し、米国の自由世界に対する防衛体制に支障を來し、核の抑止力を失なわしめる。

核問題に対する政府の努力

昭和46年11月20日  
外務省アメリカ局

一、重光・アリソン会談（昭和30年5月31日）

（日本本土に核兵器はなく、~~又~~<sup>日本政府</sup>了解  
なしに持ち込まない。）

二、岸・アイゼンハワー共同声明（昭和35年1月19日）

（安保条約下の事前協議につき、米国は、日本の  
意思に反し行動する意図がないことを保障する。  
協議の主題）とす。）

三、安保条約第6条の実施に関する交換公文

1頁2段

四、藤山・マッカーサー了解（昭和35年1月、安保条約  
交渉時）

（前記三の内容は、核彈頭~~撤出~~<sup>撤去</sup>、~~禁止~~<sup>禁止</sup>、~~生産~~<sup>生産</sup>、~~長~~  
距離三キロの拡張~~及び~~<sup>並びに</sup>、~~並びに~~<sup>並びに</sup>建設<sup>の</sup>場合を<sup>も</sup>）  
基づき<sup>る</sup>

五、佐藤・ニラソン共同声明（昭和44年11月21日）

(大統領は核兵器に対する日本国民の特殊な感情<sup>日本政府の政策に背離する事</sup>、日本政府の政策に対する深い理解を示し、右の日本政府の政策に背離しないように沖縄返還を実施する旨確約した。一カ八項)

六、沖縄返還協定（昭和46年6月17日）

(日本国政府は沖縄返還と前記五、九共同声明第八項に<sup>より</sup>、日本国政府の政策に背離しないよう実施する二と半を考慮し、三億二千ドルを支払う。一カ七项)

七、マイヤー駐日米国大使声明（昭和46年6月17日）

(共同声明と返還協定は核兵器に関する日本政府の政策と日本国民の感情と米国、日本間の認識を明確にし<sup>る</sup>。一カ四項)

⑨ 沖縄に核兵器を保持（昭和46年1月22日、2月22日）  
（原爆公約賛成）（昭和46年3月）（西久保）

八

米国上院における返還協定の審議

(一) ロジャース国務長官は本土にあけたと同様

返還時沖縄に核兵器を許可を証言する

(二) パックー国防次官も同趣旨を証言すると

ともに、核兵器の日本への持ち込みは日本政府

モーラント統幕議長代理（後記）

証言。（西久保）

（三） 上院外交委員会報告（昭和46年1月4日）（原稿本より抄出）米国は復帰後

以上のとおり、政府としては安保条約の芦前

協議条項と沖縄返還協定を兼ねて行な

うあると考へられるが、なれど、米国は復帰後  
に米政府、核兵器撤去工事を確認  
する何らかの保證を取り得けるべく  
努力中である。

(注)

(1) 核実査につけ、日本側は其の実現に主努力したが、米側は次の理由で拒否した。

(1) 前記各項目の経緯より、二つ上更に

核実査を要求するには、米政府を信頼しない態度を示すことにあり、これは

日米外交関係の基本を覆すものである。

(2) 一つは倉庫・基地・実査要求に波及し、歯どりがない。

(3) 日本なし沖縄の基地につづく実査は米国・他の海外基地の実査要求を起し、米国の自由世界に対する防衛体制を支障を来し、核の抑止力を失なしかかる。

核査の結果を記入する欄

1	未付
2	付
3	改済、支済、兩外寄
4	未済、未改済
5	アリハ内済
6	未付済
7	未付
8	未改済
9	未済
10	未元済
11	1, 2, 3, 未済 (中止済)
12	4, 未済

決議

- 一 政府は核を持たず、つくりらず、持ち込ませず、の非核三原則を遵守するとともに、沖縄返還時に適切なる手段をもつて核が沖縄に存在しないこと並びに返還後も核を持ち込ませないことを明らかにする措置をとるべきである。
- 二 沖縄米軍基地についてすみやかな将来の縮少、整理の措置をとるべきである。





(Unofficial Translation)

Resolution

1. The Government should abide closely by the Three Non-Nuclear Principles, viz. not to possess, not to produce and not to allow introduction into Japan of nuclear weapons. Likewise, at the time of reversion, the Government should through appropriate means take measures to make clear that no nuclear weapons exist in Okinawa at that time and that introduction of such weapons will not be allowed after reversion.
2. With regard to U.S. military bases on Okinawa, the Government should take early measures for their future reduction and realignment.

終  
まで

一、非核三原則を遵守することは、私が既に繰り返えし繰り返えし確言申し上げているところであります。このたび本委員会における決議の採択にあたり、政府として非核三原則を遵守する旨をこの際改めて厳肅に声明するものであります。

二、返還時において沖縄に核が存在しないことにつきましては、私とニクソン大統領の共同声明に明らかにされ、また、沖縄返還協定中にも条文化されており、更に米国上院における審議の過程においても米政府当局者よりこの旨の言明がなされていることは御承知のとおりであり、これ以上の保障はないと考えておりますが、今般の委員会の決議の趣旨にもかんかみ、また、沖縄県民の心情を考慮し、返還時に核抜きが更に明らかとなる

よう適切な措置を考究いたします。

三、返還後の沖縄に核を持ち込ませないことにつきましては、本土並みの原則により核の持込みが事前協議の対象となる誤であります。が、核の持込みに関しては本土、沖縄を問わずこれを拒否することが政府が従来より明らかにしている政策であります。今回この決議が本委員会の議題となりましたこの議会に、政府といたしましては、日本国内に核を持ち込ませないといたり政策を改めて確認するものであります。そして、沖縄復帰後には事前協議条項が適用されること、そのような場合における政府の政策は只今申し上げたとおりであります。また、米政府はこのような場合に日本政府の意図に反して行動する意図の

ないことを確言していくことが沖縄県民に十分周知徹底されますよう政府といたしまして今後なお細心の注意と最大の努力を致す積りであります。

四

沖縄米軍基地の縮少整理につきましては、かねてより申し上げておるとおり、復帰後すみやかに実現できるよう現在からこの問題と真剣に取り組みますことを申し上げますとともに、政府いたしましてはこれが必ずしも段階的に実現できることを強く期待していることを申し添えます。

(Unofficial Translation)

Government's views on Resolution as expressed  
by Prime Minister

(Draft)

1. I have repeatedly confirmed that the Government will abide closely by the Three Non-nuclear Principles; now, as this Committee is about to adopt this Resolution, I solemnly declare anew on this occasion that the Government will indeed abide closely by the Three Non-nuclear Principles.
2. It is well known that the non-existence of nuclear weapons on Okinawa at the time of reversion has been made clear by the Joint Communique between President Nixon and myself, and is embodied in the Okinawa Reversion Agreement; while, in the course of debate in the U.S. Senate, testimony to this effect has been made by responsible officials of the U.S. Government; thus I do think that there can be no greater assurance than the above. However, in view of the present Resolution before this Committee, and considering the feelings of the people of Okinawa Prefecture, I will explore appropriate measures so that non-existence of nuclear weapons will be further clarified at the time of reversion.



- 2 -

3. As to not allowing introduction of nuclear weapons into Okinawa after reversion, such introduction will become a subject of prior consultation under the principle of Hondonami. The policy of this Government, made clear since the past, is not to give consent to the introduction of nuclear weapons whether to the mainland of Japan or Okinawa. Now that this Resolution is before this Committee, the Government will confirm anew its policy of not allowing introduction of nuclear weapons into Japan. The Government will, with the greatest care and effort, see to it that the peoples of Okinawa Prefecture thoroughly understand the facts that the prior consultation clause will be applied to Okinawa after reversion, that the Government's policy in such cases will be as I have told you, and that the U.S. Government has confirmed that it has no intention of acting in a manner contrary to the wishes of the Japanese Government with respect to such matters.
4. As for the reduction and realignment of U.S. military bases on Okinawa, it is my intention to tackle this problem seriously from the present time so that, as I have said repeatedly in the past, reduction and realignment will be realized soon after reversion. I also would like to add that the Government expects that these objectives will certainly be attained step by step.